

いじめ重大事態調査にかかる意見書

令和6年8月30日

被害児童保護者

上記代理人弁護士 高橋 知典

同 為我井 健

いじめ調査に関する重大事態調査報告書（以下、「報告書」という。）について、下記のとおり、意見いたします。ご検討ください。なお、以下加害児童Bを、加害児童Cを、加害児童Dを、加害児童Eを、児童Fをであるものとして、記載しております。

記

第1 報告書に関する問題点

1 資料の不足に対する問題意識

報告書内には、大きな問題点として、学校での聞き取り調査等の具体的な表現や詳細が記載されていない。このような調査結果にならざるを得ない背景として、学校内でいじめ対策委員会が開催されている状況がありながら、その具体的な事実経過が明確な文章で記録されていないという本件事案の特徴がある。

特に、被害児童保護者は、調査中に学年主任が作成した事案のまとめ文書（添付資料1）を、被害児童が卒業する直前に、学年主任の先生から、事案のまとめとして受け取った。このような資料は、本来学校内にこそ記録・保存されている必要がある。

しかし、本件では、被害児童保護者が第三者委員会に提出するまで、学校側は、この資料が存在することすら、第三者委員会に報告できていない。この資料によって、明らかになった事実関係は多数あるが、このような事実経過を記したまとめ文書は、本来学校内で、事案の共有のために使用・管理され、重大事態調査の際には真っ先に第三者委員会の元に提供されて然るべき資料である。

このような資料自体が学校内で使用・管理されていないということは、学校内での事案の共有不足を露呈するものである。さらにいえば、いじめ対策委員会が開催されていても、当時作成され、共有されているべき書面資料がそもそも少なく、調査に具体性を持たせることができなかったとい

う状況自体が、いじめ対策委員会を含む当時の学校側のいじめ対策の問題点を如実に表明するものである。

2 調査をしていないことに対する指摘の欠如

(1) 前提状況の確認：稲刈り体験のバス車内でのいじめ行為

ア 被害児童は、当時、稲刈り体験が開催されるまでの間も、加害児童らから継続的に接触をされていたため、稲刈り体験においても、同種の接触をされるであろうと不安に思っていた。そのため、被害児童及びその保護者は、稲刈り体験への参加を見送ることを検討していた。

しかし、稲刈り体験の開催前日に、当時の担任から、「加害児童B・C・Dと近づくことはない。学年の教員全員で見ているから安心して参加してほしい。」との説明を受けたことで、担任を信じる気持ちから、被害児童は、稲刈り体験に参加することを決意した。

イ 稲刈り体験当日、現地への交通手段であったバスに乗って移動する際、担任は、前日に被害児童と約束したからか、被害児童が座った席の横に立って乗車していた。しかし、被害児童の隣に、加害児童E・B・Dが座ったことで、被害児童が加害児童らからの接触を避けたいと要望していたにもかかわらず、結局、加害児童らからの接触に悩まされる状況になった。

ウ また、被害児童は、加害児童らが隣に座るだけでなく、自身の持っていた軍手を加害児童らに取り上げられ、同人らの間で回される状況にもなった。

エ 行きのバス車内での移動時間である約40分もの間、被害児童の隣に加害児童らが座っているという席次は、一度も変わることがなかった。

オ 被害児童は、繰り返し担任と目が合い、助けを求めた。しかし担任は、このような状況があったにもかかわらずこれを放置して、被害児童又は加害児童らの座る場所を変える等の方法を取ることもせず、被害児童を案じる声かけすらも一度も行わなかった。

カ 当日の夕方、被害児童保護者と担任は電話で会話をしているが、担任は、電話でバス内での上記イないしエの様子を報告する機会があったにもかかわらず、担任から被害児童保護者に対して、そのような事情を報告することはなかった。

キ 翌日、被害児童が心を落ち着け、被害児童保護者に上記イないしオの事情を話したため、被害児童保護者は担任に連絡した。担任は、その被害児童保護者からの連絡を受けて、加害児童B及びDが被害児童

の隣に座っていたこと、加害児童E、B及びDが被害児童の軍手を取り上げ回していたことを目の前で見ていたことを認めた。それだけでなく、担任は、被害児童が加害児童B及びDから接触されることを不安に思っていたと認識していたにもかかわらず、「被害児童は加害児童Eとは仲が良かったため、4人で遊んでいると思った。」などと答えた。

(2) 当時の教員の問題点

ア 第三者委員会が上述の事情について調査をすると、学校には、当時の調査状況を確認できる資料そのものが存在していないことが分かった。被害児童保護者が所持していた学年主任作成の資料（添付資料1）でも、被害児童やその保護者から、バス内でいじめ行為があったことは当時すでに教員らに報告されていることが明確に記載されているにもかかわらず、学校には調査の記録が残っていないのである。

具体的には、第三者委員会の調査によっても、担任から加害児童らへの調査がされておらず、担任自身が自身の当時の認識を整理して記録している様子もなかった。すなわち、子ども達への聞き取りがなされていないどころか、バスに同乗して被害児童の近くに立ち、いじめの現場を目撃していたはずの担任への聞き取りや同人からの報告内容すら存在していないのである。このような状況からすると、当時の担任は、バス内で起きたいじめの件をいじめ対策委員会に対して報告していなかった可能性がある。この場合には、いじめ対策委員会自体が形骸化し、いじめの事案に関する具体的な事情を相談し、報告することができる状況にもなかったと考えられる。

特に、稲刈り体験のバス車内で軍手を回していたということは、いじめの内容としても、複数名の生徒が行っていたのであり、周囲の人たちがはっきりと見ることができるものである。そのため、睨みつけるとか、隠れて悪口を言うといったいじめ事案とは異なり、調査は比較的簡単なものである。

にわかに信じがたいことではあるが、担任が、被害児童の目の前にいたものの上述のようないじめ行為に気がつかなかったとしても、周りには他の児童が多数いたはずである。このことは、第三者委員会の報告書において、「既に車内は席が埋まっており、移動は困難な状況だった」と指摘がされていることから明らかである。担任が、加害児童らの座る場所を変えることができないほどに被害児童の周囲に他の児童らがいたのであれば、上述のいじめ行為について、その周囲にいた児童らに聞き取り調査を行うことは容易に可能であり、また当然にすべきであった。これにもかかわらず、周囲を目撃していた児童らに

も、直接の当事者であった加害児童らにも、調査は行われていないのである。

イ 新たないじめ行為の情報を受けながら、このような調査を行わないことは、いじめの隠蔽行為に他ならないし、いじめ対策委員会としての組織的な対応が意味をなしていないといわざるを得ない。

(3) 第三者委員会による指摘について

第三者委員会による報告書では、上述のいじめ調査を行っていないこと及び調査の記録を残していないことについて、あまり重要視されていない。

いじめの調査は、いじめの申告を受けて直ちに、遺漏なく実施することが当然の対応なのであり、当時それを行なっていなかったことは、違法にもなり得る。これにもかかわらず、このような指摘が本報告書では抜けている。

さらには、担任をはじめとする教員と被害児童やその保護者とのやり取りさえも学校内で記録に残すことができていないこと、その記録を残せない組織体制、管理体制に対する責任の指摘が十分になされていない。

今後の再発防止策は、本件における学校側の対応の問題点を洗い出し、その問題点をどのように改善していくかを検討していくことで、具体的な内容が策定されていくものである。すなわち、学校側のいじめ事案への対応の問題点を浮き彫りにしなければ、今後の再発防止策を検討することはできないはずである。

そして、学校においてどのような調査を行ったか、その調査内容はどのようなものであったか、学校での調査が適切に行われたといえるかについて第三者委員会が検証するためには、学校内でのいじめ事案への取り組みの記録が必要不可欠となる。さらにいえば、ただ単に簡易的な資料を残しておけばよいということではなく、誰が、いつ、どのような内容の調査を行ったのか、教員が行った調査の内容を、いつ、どのように管理職に報告したのかなど、正確かつ詳細な記録を残しておくべきである。

記録を残さなければ、再発防止策を組むことは困難であり、同一の事件が同地域で今後再度起きる危険を排除できない。

また、第三者委員会の調査によると、校長が担任及び学年主任に対して、事前に近づきの防止を行うために、具体的に検討するように指導を行ったほか、主幹教諭を同行させる旨の指示を出していたとされている。これを受けて、学年主任も被害児童が乗車したバスに同乗したもの

の、被害児童がバス内の前方座席に座っていたにもかかわらず、学年主任は混雑したバスの中で後方の座席に座っていた。そのため、学年主任は、結果的に被害児童の見守りを何もできていなかったのである。職務の怠慢か、著しい能力の不足かは不明だが、大きな問題であるといわざるを得ない。

3 いじめ調査の要望と調査結果の不整合について

(1) 前提状況の確認：イワナといわれ目に棒を突き刺そうとするいじめ

ア 加害児童Bは、「イワナは、こうやって眼から棒を刺して焼くんだぞ。」と言いながら、刺す棒こそないものの、刺す真似をするために、被害児童の体を、背後から羽交い絞めするように脇から腕を通し、腕で首のあたりを抑えながら、げんこつを被害児童の眼の辺りに当て、被害児童をイワナに見立てて突き刺すようにした。当時、被害児童は、こうした加害児童らの乱暴な行為に、大きく不安を感じた。

イ 被害児童は、アの事情に加え、第三者委員会報告書記載のとおり、攻撃を加害児童らから加えられたと学校側に相談した。

ウ 学校は、被害児童及びその保護者からの相談に対し、特にアについては、重大事態調査報告書9頁目以下記載のように、「イワナは、眼から棒を刺して焼く。」旨の発言を行ったことを調査し、加害児童らがそのように発言したことを記録として記載した。

エ 10月19日、被害児童の保護者、加害児童Bの両親、教頭、学年主任、担任が面談をした。同面談の中で、被害児童保護者は加害児童Bの両親との間でいじめ事案に関する認識や事案の重大性の認識が全く異なったため、加害児童Bの両親に対し、いじめの内容について、どのように事実関係を把握しているか尋ねた。

オ 加害児童Bの両親は、「めだか」「イワナ」と呼んでいたことや筆箱を取り上げて加害児童B、C及びDとの間で回したことは把握していたものの、それ以外の内容については学校から伝えられていなかった。

カ この時、教頭は、加害児童ら保護者に対して情報が伝わっていないことについて、「担任も相手の親に言いにくかったのだと思います。」などと担任を擁護し、情報の共有をしていないことを認める旨の発言をした。

(2) 被害児童の相談内容と学校の調査結果にずれがあること

学校内での調査は、被害児童やその保護者からの調査の要望と調査内容とが一致している必要があり、第三者委員会の調査は、当然ながら、

被害児童やその保護者からの相談内容と学校での調査内容とが一致していたか検証し、当時学校がなすべき調査を実施していたかを確認する必要がある。これは、「当事者である被害児童と加害児童らの言い分が一致しているかどうか」の調査ではなく、「被害の申告や調査の要望を受けた学校が、そもそも申告や調査の要望に沿う事項を調査して、その内容を記録できたか」の調査ということになる。

本件では、例えば、被害児童及びその保護者は、事件当時、学校側に対し、前述アのような事実関係を、口頭での説明とジェスチャーを交えて伝えた。加害児童の発言内容と、被害児童がされた行為とは、まさに言葉の内容を行為でも表したように密接に繋がっている内容である。そして、このような言葉がけとともに、このような行為が行われたとする被害児童の発言は、疑うべき点を含まない迫真性があり、実際に伝えていることに疑いようがない。

しかし、本件での調査結果には、前述ウのように、この加害児童の「発言内容」について学校内で聞き取りを行い、加害児童らもこのような発言をしたことは認めているとするものの、被害児童が受けた「行為内容」についての調査結果は、記載されていない。すなわち、被害児童及びその保護者からの、「加害児童らによる発言内容及び行為内容」についての申告及び調査の要望に対して、学校側の調査は「加害児童らによる発言内容」にとどまっており、この点においてずれがあるのである。

(3) いじめの被害申告を不正確に認識している事実

一般的に、被害児童の被害申告について、調査の結果、加害児童が被害申告のあった行為をやっていないと説明し、周囲の児童にも聞き取り調査をしても目撃証言等が集まらない場合には、調査結果として事実の認定が難しいことは当然である。そして、この場合には、被害児童と加害児童の説明内容が異なるということをそのまま報告書に書くことになる。

しかし、仮に事実関係が認定できなくとも、報告書への記載内容は、例えば、「被害児童は被害申告Aと主張するところ、加害児童はBと主張しており、周囲への調査の結果としても、被害申告Aは確認できなかった」というような形で記載することは考えられる。このような記載をすることで、被害児童の被害申告の事実が認定できないとしても、被害申告の内容は正確に記載されることになる。特に、被害児童が被害申告している内容は、事実関係が証拠によっては認定できなかったとしても、被害児童が受けたと認識しているいじめの内容であり、被害児童にとってはまさに被害そのものである。学校が被害申告の内容を正確に把握で

きていなければ、その後続く加害児童らに対する調査やその後の指導、加害児童らの保護者への注意、被害児童への声掛けの内容、周囲の教員への共有の内容、学校内での当該事案に対する危機意識などの全てが歪んでしまう結果になる。

本件では、前述(1)でみたように、被害申告の内容（前述ア）と、いじめ事案の記録の内容（前述ウ）とは、被害申告の内容をより軽微なものと誤解するものであり、被害申告の内容に対応する調査の結果は第三者委員会の調査の結果によっても明らかになることはなかった。

このような、教員の当時のいじめの被害申告を受け止める力が不足していたことは、結果的に、学校において被害児童の精神的な苦痛の量をより少ないものと誤認させた可能性がある。また、当然ながら、学校の認識は被害児童の精神的な苦痛の量が少ないままとなっており、同様に、加害児童らやその保護者に対しても、被害児童の苦痛の量をより少なく伝えたものと考えられる。

(4) その他のいじめ申告の内容と、記録の不整合

報告書内でも記載があるように、当初から、被害児童保護者らは、いじめの加害内容について、『「めだか」「イワナ」という児童Aの嫌がるあだ名で呼ぶ。「おまえ」という命令口調で呼ぶ。被害児童Aの筆箱を取り上げて加害児童らの間で回し、児童Aが返してと言っても返さないことを毎日休み時間毎に行う。下校時通学路にて児童Aのランドセルを掴んで、ランドセルごと児童Aの身体を振り回したり、身体を押したり引っ張ったりする。結果として、階段から転がり落ちそうになったり、通学路では車道に転がったりすることもあった。髪を引っ張ることもあった。』とされている。

他方で、学校内での調査も第三者委員会の調査の内容も含め、調査された内容と被害児童やその保護者が申告した事実関係とが一致していない。

4 卒業文集の書き直しに向けた不適切な要請

(1) 前提状況について

被害児童は、自身のいじめ被害を受けた内容を卒業文集に記載することを望み、自身の手で、文集に載せる文章を作成した。

その内容について、被害児童は、校長らから直接、その文章を変更するように要請された（添付資料3：卒業文集の変更についての録音記録）。

被害児童は、校長からこの話を突然されたことで、自身のいじめ被害

に対してはそれほど熱心に対応する様子のない校長や学校が、その苦しさをせめて文集に残そうとしたことにはこれほど熱心に反対するのかと、その対応の不条理に強い悲しみを感じた。

(2) 学校側の対応の問題点

被害児童及びその保護者は、これまで学校側との面談を幾度となく行い、学校による対応の疑問点や問題点をその都度伝えていた。このようなやり取りを繰り返していく中で、被害児童及びその保護者は、学校側によるこれまでのいじめ事案への対応について、非常に強い不信感を持っていた。そして、その状態のまま、学校生活を2年間過ごしていたのである。校長をはじめとして、学校は、被害児童保護者からの陳情を受けて、被害児童のそういった心情を知っていたはずだが、学校は全く理解できていなかったことから、卒業文集の文章について、前述(1)のような対応を行なったと思われる。

特に、被害児童が受けたいじめに関する記述を書き直すように提言することは、被害児童やその保護者にとっては、学校側が、いじめがあった事実を隠蔽しようとしているととらえられかねない行動であり、学校に対する不信感をより強く抱かせるものである。その意味でも、学校側によるこのような対応は、いじめ被害を申告し、対策を求めている被害児童及びその保護者への配慮を著しく欠くものであった。

学校側の対応が不足していたこと、その不足について日々の会議で振り返られることがなかったことなど、学校側の対応が適切でなかったことから、漫然と事態を悪化させたものというべきである。

5 恣意的ないじめの取扱い

(1) 加害児童Eの取扱いについての調査結果の詳細がない

いじめ加害児童であれば、調査を行うことも、その児童や保護者に指導を行うことも当然に行われるべきである。学校側において加害児童としながら、調査も指導も実施しないということであれば、いじめ対応といいながらも、まさに学校側が隠蔽ないし不適切な対応をしていたことになる。

本件では、被害児童保護者から、校長との面談を通じて、加害児童Bら3名に加えて、加害児童Eについてもいじめ加害児童として申告するに至った。また、被害児童保護者は、加害児童Bらが学校側に対して、加害児童Eを加害児童に含んでいなかったことについて不満を伝えていたとも聞いている。さらに、学級懇談会においても、いじめ加害児童は、加害児童Eを含む4名であると説明されていた。

この点に関しては、学級懇談会に出席していた加害児童Eの保護者が、自分の子どもが加害児童として取り扱われている可能性を疑い、懇談会終了後に児童Fの保護者に話をしたところ、事情を知っている児童Fの保護者から、加害児童Eは加害児童として扱われていることで間違いないと告げられたようである。そこで、加害児童Eの保護者は、児童Fの保護者に付き添われて、校長室にて校長と教頭に事実確認を行った。その際、校長と教頭が「加害児童Eは加害児童ではない」と伝えたところ、加害児童Eの保護者は、安心してすぐに退室した。その場に残った児童Fの保護者が校長と教頭に「加害児童Eは加害児童なのに、何故加害児童ではないと嘘をつくのか。」と言及したものの、校長と教頭は取り合わなかった。その後も、加害児童Eを加害者とした聞き取り調査や加害児童Eの保護者との面談などはされていないとのことである。

このような加害児童Eの学校側の扱いに対し、被害児童保護者が校長に説明を求めたものの回答はなされず、加害児童Eは12月21日に行われた謝罪の会にも出席していなかった。

その後、被害児童保護者は、児童Fの保護者から、校長と教頭が加害児童Eの保護者に対し「加害児童Eは加害者ではない」と言い、加害児童Eの保護者はそれを信じていると聞いている。

このような当時の校長及び教頭の対応は、加害児童として扱うか否かについて、校長らの裁量で相当便宜的に決定していたものと推測され、学校内の組織的ないじめ対応における問題点が如実に表れている。

なお、このことについては、加害児童Eの保護者に対する調査の要望として、「いじめ加害児童としてB・C・Dらと共に扱われていないか、校長に確認をとったことがあるか」という旨の質問を行うことで、このような状況について容易に確認できるものと考えられる。

(2) 加害児童ら保護者への共有内容が不足していること

前述3でも指摘したように、本件では、被害児童に対するいじめの内容について、学校は、加害児童らの保護者に対して一部しか伝えていなかったことが明らかとなった。この点については、教頭も、情報の共有をしていないことを認める旨の発言をしていたところでもある。

いじめの事案への対応においては、加害児童らへの指導を実施することでいじめの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させることで、同種事案の再発を防止することになるものである。そして、このような取組は、学校内での指導を実施することは当然のことながら、家庭での指導も併せて実施することで、より再発防止に資するものである。これに加えて、加害児童らの保護者に対していじめ被害の申告内容を共有するこ

とで、学校内では聞き取りができなかったとしても、家庭内での聞き取りを行うことで、より踏み込んだ内容を聞き取ることができる可能性も考えられるところである。

これらの観点から、いじめ被害を訴えていた被害児童の申告内容について、漏れがないように加害児童らの保護者にも伝えることが求められる。

これにもかかわらず、本件では、加害児童の保護者らに対して、被害児童の申告内容の一部しか伝えていなかったことで、加害児童保護者らが、被害児童が抱えていた精神的な苦痛を的確に把握することが困難となり、加害児童らに対する家庭内での指導が十分に行われなかった結果、加害児童らによる被害児童への度重なる接触を防ぐことができなかったことにつながった、とも考えられるのである。

このように、学校側が加害児童らの保護者に対して適切かつ十分な内容の共有を行っていなかったという問題点について、改めて言及がなされるべきである。

6 共有、報告、対策が低次元であったこと

(1) 顕著な例

上述のような事情のみならず、被害児童が6年生になった年の4月には、被害児童が、依然続いていた加害児童らからの接触を当時の担任に相談すると、担任から、「3人の顔を・・・」などと回答され、対応を拒まれた。

6年生時の担任からの発言ももちろん問題だが、被害児童によれば、このような加害児童らからの接触は、5年生の頃も指導を受けていたはずでありながら続いており、「自分が被害を受けているとき、近づき行為があったとき、そばに教員がいても、誰も止めてくれなかった。」旨、第三者委員会に対しても話している（添付資料2：被害児童が第三者委員会に伝えたこと）。

(2) 共有、報告について

学校が、当時の加害児童らによる近づき行為を本当に止めるように対策するのであれば、当然、当該学年を担当する教員各自が、各児童の顔を覚え、関係性を覚え、近づきという他の児童が行うならば問題にならないような日常の出来事に対し、機敏に反応できる体制を作る必要がある。

6年生時の担任は、この加害児童らの顔を覚えていなかったが、加害児童らに配慮するとしても、共有を受ける方法は様々あった。具体的に

は、例えば遠足等の写真を用いて関係教員間で顔を覚える、または学年集会等の場所で、特定の場所に立っている児童の位置を示し合わせ、その様子を確認しておくといった方法で、指導に関わる可能性がある教員全員が、まずは関係児童たちを把握しておかなければならなかった。

それにもかかわらず、このような共有措置が取られなかったために、被害児童は、繰り返し教員に助けてもらえないという裏切りを受け、ついに一度も教員に助けられる経験をしないまま、卒業することになった。

(3) 対策について

前述1のように、被害児童が稲刈り体験に向かうバスのなかで起きたいじめ行為についても、本来は対策を取ることが容易にできた。第三者委員会による重大事態調査報告書では具体的な指摘はないが、当時のバスが席を指定しにくい乗合バスであろうとも、バス内部に多数の児童がいて、乗車後は身動きが取れない事情であろうとも、これらのようなことは行く前に分かって然るべき、ごく当たり前の事象である。だからこそ、これらの事象を予想できなかったのならば、教員としての能力に著しい欠如があったといわざるを得ない。

また、これらの事象を予想はしていたものの対策を取れなかったということもないはずである。例えば、バス乗車時の児童の組み合わせを指定して同じバスにならないようにする、最初に加害児童ら又は被害児童のどちらかを先に乗車させ、その周囲を教員や指定した他の児童で囲め、自然と接触できないようにするといった対策を講じることが考えられる。その他にも、出発前に加害児童らに対し約束事を再度確認してもらい、自ら近づかないように配慮を求める、同様に加害児童らの保護者に連絡を行い、家庭内でその約束を改めて確認してもらうといったことも、比較的容易にできる対策であるし、このような対策をしている学校は多数存在している。

しかし、以上のような対策は、ことごとく、実行された様子も、検討された様子もない。あえて意見を述べるならば、被害児童が来ると思っていなかったために、教員の配置を増やすように言ったこと以外、何の準備もしていなかったかのようですらある。

- (4) 本来、加害児童らによる近づき行為に対して対策を講じるためには、ただ単純に人員を増やせば足りるというものではなく、実際の現場でどのように教員を配置し、どのように行動するのかについて検討した上で、被害児童または加害児童らへの見守りを行うべきである。この点についての議論・検討がなされていないのであれば、学校として事前に課

外授業に関する打合せを行っていたとしても、加害児童らから被害児童に対する接触を防ぐ方策としてはあまりにも稚拙である。

先に指摘した点は、本来第三者委員会による調査において、厳しく批判されるべき内容であり、かつ今後発生し得る他のいじめ事案において具体的な対応を検討する上で重要な視点でありながら、報告書ではこのような典型的な不適切な対応についても指摘を欠いており、この点においては問題があるといわざるを得ない。

7 問題点に共通する箇所

以上の問題点には、共通する背景があると考えられる。すなわち、①当時の教員間で資料作成が不足し、聞き取り情報等のまとめも欠けているという情報共有が不十分であること、②当時の児童らへの聞き取り等調査が不十分であること、③当時の担任らの認識についての記録が不十分であることといったことである。

このような問題点は、強く指摘し、改善をする必要がある。このような問題点を指摘して改善する方法が示されなければ、教員は、資料を作らないことや調査をしないことで、事実関係をうやむやにしたり、いかに調査をせず、記録を残さず、保護者に対しては誤魔化し、時間稼ぎをしたりすることで後々の追求にも対応できるなどと、極めて不適切な対応を推奨してしまうことになりかねない。

8 指導内容の達成状況の分析について

(1) 報告書では、学校側の実施した指導内容についての検証が抜けている。本件では、いじめの対策として加害児童らに対し、被害児童に「近づかない、話しかけない、見つめない」という、かなり強い条件での児童間の取り決め（以下、「本件条件」という。）がされた。しかし、本件条件のもとで共同生活することは、社会人であっても命じられることがないであろうものであり、集団生活をしながら達成するには、かなり難易度が高い。さらには、その実施を行うのが、小学校5年生、6年生なのだから、方法を相当に工夫しなければ、達成可能性は極めて低いか、不可能でさえあろう。

本件条件は、学校側からの提示があった上で、被害児童の保護者側も希望したものである。被害児童の保護者からすれば、学校から提示されたのだから、または学校が引き受けるのだから、実施が可能なものだと考えるのは当然のことである。しかし、本件条件はいつまでも達成されず、被害児童もその保護者も、次第に体力と学校への信頼を大きく失っ

ていくことになった。

- (2) 本件条件を達成するためには、例えば、5学年の途中からクラスの変更を行うことや、教員等支援を行える大人を増員して、児童間の近づきを常時見守るといった方法を行うことで、加害児童らに遵守させることができた可能性はある（現に、重大事態調査報告書の19頁目にて、6年生時には、生徒指導主任やSAを配置して、見守りを行うことを学校において確認している。）。

しかし、本件では、クラス替えはもちろん、教員等大人による常時の見守りも、そのための支援を行う大人の増員も行われていない。この点だけでも、当時の教員らが、本当に本件条件を達成できると考えていたのか、大いに疑問を抱くところである。

- (3) 他方で、学校では、本件条件を達成するために、当事者である加害児童らの行動変容に期待する方法をとっていた。しかし、仮に加害児童らの行動変容を期待するならば、周囲の人々全員の間で共通の理解を作る必要があるほか、加害児童らの保護者への説明も明確に行う必要がある。例えば、加害児童らはもちろんのこと、クラスメイトにも事情が十分に共有されなければ、周囲の児童が教室内での緊張関係を解消しようと行動してしまうことも、当然考えられるものである。実際に、加害児童E及び児童Fは、加害児童Cが被害児童に謝罪する機会を与えるために、被害児童を加害児童Cのもとに連れて行こうとすることもあった。本件条件を本当に達成するつもりがあったのであれば、本件条件が確認されたとする7月6日に、周囲の児童らに対しても、本件条件が存在している事実を共有しなければならない。また、加害児童らも、小学校5年生という年齢のため、本件条件を理解するには、よほど大人らの理解を進める必要があり、そのためには加害児童らの保護者にも、繰り返し強く指導に当たる必要がある。これにもかかわらず、先にも指摘したように、加害児童らの保護者に対しては、前提事情であるいじめの内容について、被害児童側が申告した内容も共有しておらず、これらが初めて確認されたのは、10月19日の加害児童Bの保護者との面談の中であった（重大事態調査報告書14頁目）。

- (4) 学校側が、本件条件を本当に達成するつもりがあったならば、いじめ対策委員会においても、本件条件の達成状況の報告がなされる必要があり、未達成の場合には今後の新たな対策方法等について随時検討される必要がある。このような達成状況に関する振り返りと、達成のための検討が行われていたかどうかについて、調査報告書の記載ではいじめ対策委員会の議事内容があまりにも漠然としており、明らかとなっていない

い。被害児童及びその保護者は、5年生時の担任が、目の前で行われた加害児童らによる接触に対して何らの対策を取らないことに対して不信を抱き、繰り返し学校側に問題を伝えていた。さらに、実際に9月の稲刈り体験のバス移動では、先に述べた状況においても声掛けすら一切行わないという不徹底ぶりが明らかになるが、その不徹底の原因が、いじめ対策委員会において、具体的にどのような理由によって生じてしまうのか等の振り返りの検討について、担任や学年主任、教頭、校長といった個人の振る舞いと結びつく具体的な言動ないし意見が、報告書に表れていない。

さいたま市いじめ防止基本方針においても、いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うため、いじめ被害児童生徒に対する支援体制や対応方針を決定することを所掌するものとされている。このように、達成状況の振り返りや達成のための新たな対策等を立てることこそが、いじめ対策委員会の実施の意義であると考えられる。これにもかかわらず、仮に、検討状況の記録や新たな対策が具体的な内容として同委員会内で話し合われていなかったのだとすると、学校側が提示する対策が、被害児童やその保護者にとっては実施を期待するものであっても、学校側としては本当に実施するつもりはなかったものとしきれないようがない。

(5) 小括

ア 以上のように、本件条件の達成難易度や特殊性に比べて、当初から当事者やクラスメイト、保護者を巻き込んだ理解まで進めなかったことや、クラス替え等の環境を変えることが行われなかったこと、いじめ対策委員会での内省や対策の策定が具体性をもって行われずに、教員間での情報共有も不十分になっていたことは、被害児童とその保護者の信頼を裏切るものとして、大いに問題であると考えられる。

また、本件事案では、不徹底でありながらも本件条件だけが虚しく確認され続け、学校側でも思考停止のまま、新たな改善策が出されることもなく同じことを繰り返すだけになってしまっていた。こうしたことにより、被害児童及びその保護者は、結果的に繰り返し学校への信頼を失っていったのである。今後の教育現場で活かすためにも、本件事案が生じないための対策について再度検討いただきたい。

イ このような実現困難な条件が学校側から提示されてしまう主な動機・原因として、「実現困難な条件でも、それを提示することで、被害児童に対してその場しのぎの安心感を与えようとしたくなること」、「被害児童の保護者からの要求を止め、教員が受ける負担を一時的に

減らそうとすること」、「その場しのぎの人気取りをしたくなること」が考えられる。

すなわち、重大事態調査報告書にもあるように、現場の仕事量や児童の能力に鑑みて本件条件の達成は現実離れしており不可能であるとしても、教員からすれば、被害児童やその保護者に対して「本件条件を達成する」との説明を行うことで一時的な（その後の生活では結局得ることのできない）安心感を与え、少なくともいじめで苦しんでいるという会話を一時的に終了することができる。このような場当たりの安心感を与えるために、学校側から、達成の見込みがほとんどないような本件条件が提示されていたからこそ、その後も達成できない状況がずらずと持続してしまい、その後も達成できるような組織的な関わりもなかったものと考えられる。

このような方法は、被害児童やその保護者に安心感を与える効果があるとしても、それは一時的な痛み止めのような効果しかなく、被害児童は、すぐに実生活の中で裏切られてしまうことになる。繰り返しの指摘になるが、「近づかない、話しかけない、見つめない」という本件条件の内容は、学校と被害児童及びその保護者との関係では確認されていたものの、その内容は一向に達成されなかった。その結果、学校の裏切りという形で、被害児童とその保護者の体力や学校への信頼を失わせることになったものであり、むしろ状況を悪化させた。

ウ 加えて、本件条件のような、取り決め当時の教員らの内部でも達成するつもりがあると思えない方針は、当然のことながら、他の教員からも本質的に賛同を得ていなかったように思われる。本質的に賛同を得られない方針が定められると、それに沿って対応しようという意欲を欠き、このような方針を達成しようとするに抵抗感すら持つことは、十分に考えられるところである。

だからこそ、本件事案においても、上述の方針が不徹底でありながら、5年生時の担任は加害児童らやその保護者に対して厳しく対応していなかったものと考えられる。同様に、進級後、6年生時の担任も、上述のように、教員間で面談の機会を設ければ直ちに実施できるであろう加害児童らの容貌の共有といったことさえも実施せず、本件条件の達成に向けた努力をしていなかった。

こうした対応の弱さややる気のなさは、第三者委員会も指摘するように、本件学校の教員らが多忙であったことや、教員間で相談できる空気感がなかったことも大いに関わるものと考えられるが、教員が本質的に賛同していない、達成すべき健全な目的ではないという抵抗感

を抱いていたことも影響している可能性も考えられるところである。

エ なお、万が一、学校側において本件条件の達成が困難又は不可能だと認識していたならば、被害児童とその保護者に対して、その方針自体を真剣に説明し、かつ実現不可能であることを併せて説明した上で、また新たな、より現実的な方針を定め直し、いじめ対策を実現していかなければならないことは当然である。これは、被害児童やその保護者にとって学校との関係性を考える上でも必要なことであり、学校側が達成困難であるとすでに分かっていたにもかかわらず、達成困難であると伝えず、さらに放置していたということであれば、学校が被害児童及びその保護者に対して嘘をついていることと全く変わりがない。

特に、被害児童やその保護者としても、当時、学校側から、「対応としてこれ以上はできない」、「申し訳ないが学校の対策ではこれ以上対応できない」などとストレートに説明されていれば、他の私学への転校等も行うことが考えられた。仮に、本件学校が、被害児童やその保護者の求める方針では対応できないと考えていながら、それを説明しなかったとすると、まるで結婚詐欺のように、学校が被害児童から受けていた信頼を悪用して、被害児童が選択することができた、登校する学校という相手を選ぶ自由を奪い続けたといえる。

オ また、いじめ対策委員会では、いじめ対策について、報告と対策を組むために、PDCAサイクルで振り返りをするのが一般的であろうが、きちんと前月分の実施・達成状況と翌月に向けての対策内容が会議の議事録に残っていれば、今回の調査においても、第三者委員会の調査にはより充実した資料があったはずである。また、そもそも今回のような重大事態に発展しなかった可能性が十分にある。

調査委員会においては、こうした本来作成されるべき、または作成されることが当然想定されている資料が作成されていなかったという点について十分な指摘がない。特に重大事態調査においては、学校内で作成された資料を基に、学校側の対応に問題がなかったか等を検証されることとなる。そうであるからこそ、調査に当たって、学校内にどのような資料が残っているのかを把握することは当然のことながら、どのような資料が残っていない又は作成されていないのかを把握することも肝要である。このような視点からの指摘がなされることで、今後、他の事案においても、学校側で作成されるべき資料の参考となるはずである。

第2 保護者に対する言動状況について

1 教員らの発言の不適切性について

(1) 教員とのやり取りについて

上述のとおり、被害児童の保護者は、教員から、繰り返し「対応する」との回答を受けながら、その目標が達成されることはなかった。

このような対応は、保護者との会話をクレームのように捉え、取り急ぎその場をまとめる会話に終始したことが原因であったのではないかと考えられる。

また、被害児童保護者は、関係児童の保護者とともに、令和元年10月23日や同年11月27日の学校側との面談において、加害児童こそ学校内の別室授業等の措置を講じてほしい旨の要望を伝えていたところでもあった。別室授業の対応については、法律上の根拠に基づいて実施する場合のほか、任意での実施をすることもあり、本事案においてもその実施について検討がなされ、加害児童やその保護者に要請を行う等の対応を講じる必要があったと考えられるものである。これにもかかわらず、学校や教育委員会からは、このような別室授業を実施することの検討や、被害児童保護者への提案も加害児童保護者への要請もなされることもなかったのである。この点からも、学校において被害児童に配慮した適切な対応がなされていたとは言い難い。

なお、学校側は、被害児童保護者に対して、加害者を被害者にしたくない、そのような措置を実施した場合に他の生徒や保護者から何と言われるかわからないなどと言った趣旨の発言をしていたこともあった。特に校長は、加害児童側も聞く気がないという態度であったとの発言をしていたが、学校側が厳しい態度に出ることで「嫌われたくない」との考えのもと、被害児童保護者や加害児童側への対応を行っていたのではないかとさえ考えられるところである。加えて、当初校長は、加害児童の保護者が[]でやりづらいつか、その保護者について調べたところ、[]についていなくて大したことがなかったが、毎回靴を準備する等の気を遣わなければならないといった、加害児童の保護者への発言を行っていた。被害児童保護者は、このような加害児童保護者の立場が、学校の対応を歪めてしまったのではないかと懸念している。

(2) 重大事態調査に向けたやり取り

被害児童の保護者は、いじめの重大事態についての説明を受けるも、内容としては、「重大事態にすると被害者である被害児童への聞き取りが多く、被害児童が矢面に立たされ、心理的負担が大きくなるため、重大事態にしない方がよい。重大事態にして被害児童の負担を増やすのでは

なく、登校することにエネルギーを使った方が良い」などというものであった。このような説明を受けたことで、被害児童の保護者は、被害児童が調査の矢面に立たされることになるのであれば望むものではないとして、仕方なく重大事態にしないことを了承した。

被害児童の保護者は、実際の重大事態調査と異なる不適切な説明によって、重大事態調査を適時に実施してもらう機会を逸する方へ誘導されたと感じている。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても、重大事態の調査について、「被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること」とされていることからすると、被害児童の負担を少しでも軽減するような方策を検討し、これを提示した上での説明がなされるべきである。

また、このようなリスク説明は、教員の同席のもと、スクールカウンセラーによって行われたものであった。制度やその制度上の配慮の可能性を理解していない者からのアドバイスは、被害者らを困惑させ、誤った判断をさせる危険性があるものであり、不適切である。

(3) 教育長の発言について

本件重大事態調査とは別に、被害児童及びその保護者は、教育長とも面談を行ったが、その際、教育長は「1日たりとも被害児童のことを忘れたことはなかった。」という発言をしていた。

他方で、このような発言をしていた割には、本件の事情や当時の被害児童の保護者の陳情等を覚えていない様子等が見受けられていた。これまでの教員とのやり取りと同様に、「その場しのぎのご機嫌取り」が行われていたことから、同地域の教育行政全体の問題でもあるものと考えてしまうものである。

第3 結語

本件におけるいじめ重大事態調査によって、学校によるいじめ事案への対応には様々な問題点があったことが浮き彫りになった。本件における被害児童及びその保護者は、いじめへの対応をきちんと行うという学校側からの言葉を信じ、学校に登校する機会を待ち続けていたのである。しかし、結局学校側による対応がなされず、結果として学校に通う機会を奪われてしまったということが、本件事案の本質的な問題であるように思われる。

今後、本件事案のように、学校に行きたいと望む児童生徒らが、学校側の不適切な対応によってその機会を奪われるような事態が生じないことを

切に願うものである。

以上

第三者委員会の委員の方々へ

今まで両親以外には話せなかった気持ちをお話します。

「環境を整えるから待っていてね」と私は先生から数え切れないほど言われました。その言葉を信じていました。信じて、いつ連絡がきてもいいようにと、学校に行く支度をして、2 階にあるリビングの窓から空を眺めてずっと待っていました。母が学校に電話をし、「いつになったら環境が整うのでしょうか？いつまで待てば安心して学校に行かれるのですか？■は毎日学校からの連絡を待っています。」と、何度も話してくれましたが、最後までこの約束についての連絡はありませんでした。学校に行きたいという私の願いを本気で叶えようと思っている先生はいなかったと思います。私は学校に行きたい。ただそれだけでした。普通の生活を送りたい。皆と同じように、特別なことは何も望まない。当たり前の日常を送りたい。それすら叶いませんでした。

「6 年生になれば大丈夫だよ。」「加害者と違うクラスになったら大丈夫だよ。」「担任が変われば大丈夫だよ。」そう言われて何度も期待しては裏切られてきました。そのたびに絶望してきました。学校の先生は誰も助けてくれませんでした。目の前でいじめられている私を見ているだけでした。私と目が合っても、ただただ見ているだけの先生たちのあの顔が忘れられません。10 歳の私の心を殺すには十分でした。

私は、たった一人の先生が、一度でもいじめを止めてくれたなら、それだけで大丈夫でした。先生は誰の味方なのか？いじめを止めないのだから加害者の味方にしか見えませんでした。私には味方がいない。学校の中に安心して居られる場所もない。学校には私の居場所はないんだと思いました。「出ていけ、学校に来るな。」と、私が言われている気持ちでした。学校に行きたいのに行っても居場所がない。普通に学校に行くことも叶わずに、自分はどうしたらいいのか分からず、苦しくて苦しくてたまりませんでした。

私はずっと死にたかった。死んでしまいたかったです。楽になるにはそれしかなかったからです。

学年主任の■■■先生に、私がいじめられたのは■■■がかわいかったからと笑って言われたこと。■■■に入学したいという私の気持ちを知っていながら、中学受験をして他の中学に行った方がいいと言ったこと。これらの言葉は、例えば、いじめは止んだけれど私が登校できない、学校に行きたくない、加害者に会いたくないと言っている。先生たちもいじめを止めようとして、私の学校生活を取り戻してくれてたのなら、最終手段として言われても、私を思ってくれての言葉だと受け取ります。ですが、これらの言葉と言われたのは、5年生の2学期に入っただけです。6月の終わりにいじめの相談をした時はもう大丈夫だと言ったけれど、7月もいじめは止みませんでした。先生たちも見ているのに誰一人止めてくれませんでした。そのような人に、他の中学に行くように言われ、悲しくてたまりませんでした。

■■■先生は、担任の■■■先生も、校長先生も、教頭先生も、皆ダメな人だと言っていました。「だから私とお話ししよう、私は■■■の味方だよ。」と言っていました。担任の先生とは話さない方がいいと言われました。私を助けてくれるのは■■■先生しかいないんだと思うようになりました。でも、■■■先生も他の先生と同じで、目の前のいじめを止めてくれたことはありません。それはよく分かっているのに、■■■先生を信じるんだと本気で思っていました。

相談室の先生に、卒業文集には本当の思いを書けなかったから、作文を書いて学校に思いをぶつけないかと提案され、ずいぶん悩みました。■■■先生に相談すると、「私もその会に出席をしたい。相談室の先生に許可を取ってほしい。■■■がダメな校長たちに気持ちをぶつけるのを見届けさせて下さい。応援するから絶対にやった方がいい。そして、その作文をコピーして5年生と6年生の時の学年にいた先生たちに配らせてほしい。■■■がどんな思いで2年間過ごしたのか、全員がその思いを知るべきだから、私が1人ひとりに直接会って、その会の話をして、きちんと向き合ってもらいたい。そして、どう感じたのか、■■■に皆でお手紙を書きます。その役を私にやらせてもらえませんか？」その様にたくさん言ってもらい、それならやってみようとして作文を書きました。

けれど、■■■先生は何の連絡もなく、その会に来ませんでした。母が連絡をしたところ、熱を出して行けなかったと答えたそうです。本当だとは思いません。■■■先生が会に出席できるようにと、相談室や学校にお願いをして準備していたことも知っていましたし、直前まで連絡も取り合っていました。本当に出席するつもりでいたのなら、欠席の連絡くらいできる

と思います。会に出席しなくとも、作文を読みたいと言うはずですし、自分で言った様に他の先生に配ると言うはずで

この時から一斉の連絡をしてこなくなり、その後は一度も会ったりお話ししたりしていません。

会は勉強会という名前でしたが、校長先生の説明は何を言いたいのかも分からず、教育委員会の方に叱られてばかりでした。とても準備をしてくれたとは思えませんでした。私は最後まで小の先生たちに誠実さを感じることができませんでした。

私は、いじめを放置されたり、隠蔽されたり、誰も助けてくれる人はいないのだという絶望を何度も感じました。そしてになり、になった自分をどうにかしなくては、心の置き場を作らなくては、という思いからになったのだと主治医に言われました。

私の苦しみなど、加害者や先生たちに分かることはないと思います。だからこそ、せめて事実を残したいのです。同級生にも細かいことを知っている人はほとんどいません。私がただ単に学校に行きたくなかっただけだと思っている人もたくさんいます。こういうことがあったのだと発表されることで、先生たちには「隠しきれなかった。きちんとした対応をすればよかった。」と思ってほしいです。例えたった 1 人でもいいです。そして、私と同じ様なつらい思いをする人が 1 人でも減るように、一瞬でも人生を奪われる人がいないようにと願っています。そのためには、事実を世の中に出すしかないと思いました。そんなことをしたらネットで誹謗中傷されるのはあなたたちだよと、止めさせようとする人もいました。私は両親とたくさん話し合って、覚悟をしながら進んできました。ですから、どうか少しでも多く、こういうことがあったのだと、報告書に残して下さい。

お願いいたします。